

物件等調査業務費積算基準

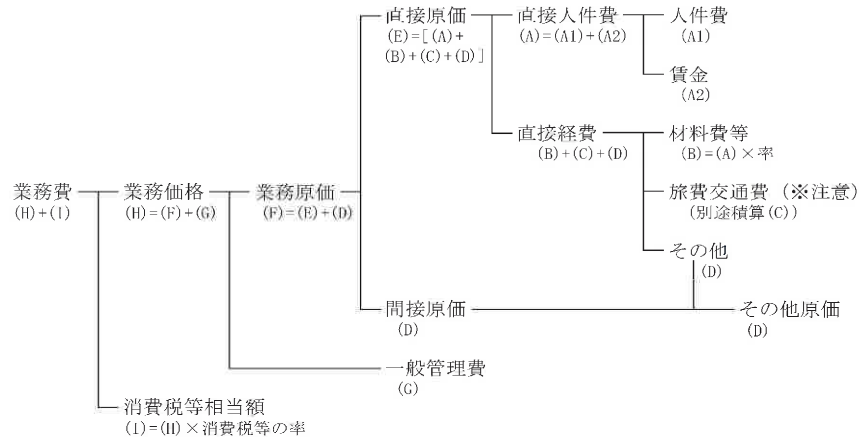
令和6年 4月 1日改正

第1 適用範囲

- この物件等調査業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、鹿児島県の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の予定価格（以下「業務費」という。）を積算するときに適用する。
- 用地調査等の業務範囲は、次のとおりとする。
 - 第4 共通
 - 第5 権利調査
 - 第6 建物等の調査
 - 第7 営業その他の調査
 - 第8 予備調査
 - 第9 移転工法案の検討
 - 第10 事業認定申請図書等の作成
 - 第11 再算定業務
 - 第12 土地評価
 - 第13 補償説明、相続説明
 - 第14 多数共有地
 - 第15 用地交渉等
 - 第16 消費税等調査
- 土地の測量調査（用地測量）については、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。
- この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



※注意

離島等の旅費交通費において、宿泊を伴う行程のため往復時間にかかる直接人件費を計上する必要がある場合は、旅費交通費と往復時間にかかる人件費分は分けて計上すること。具体には、人件費は人件費(A1)に計上し、旅費交通費は（別途積算(C)）に計上する。

物件等調査業務費積算基準

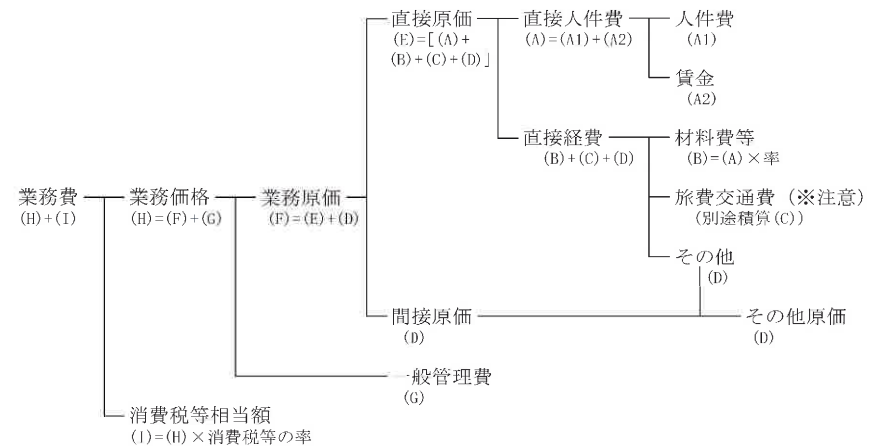
令和4年 4月 1日改正

第1 適用範囲

- この物件等調査業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、鹿児島県の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の予定価格（以下「業務費」という。）を積算するときに適用する。
- 用地調査等の業務範囲は、次のとおりとする。
 - 第4 共通
 - 第5 権利調査
 - 第6 建物等の調査
 - 第7 営業その他の調査
 - 第8 予備調査
 - 第9 移転工法案の検討
 - 第10 事業認定申請図書等の作成
 - 第11 再算定業務
 - 第12 土地評価
 - 第13 補償説明、相続説明
 - 第14 多数共有地
 - 第15 用地交渉等
 - 第16 消費税等調査
- 土地の測量調査（用地測量）については、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。
- この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



※注意

離島等の旅費交通費において、宿泊を伴う行程のため往復時間にかかる直接人件費を計上する必要がある場合は、旅費交通費と往復時間にかかる人件費分は分けて計上すること。具体には、人件費は人件費(A1)に計上し、旅費交通費は（別途積算(C)）に計上する。

表 6 - 5

区分	単位	規模	職種	内 業			計	備考
				外業 調査	図面等	算 定		
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技 師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技 師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技 師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技 師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技 師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技 師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技 師 D	—	—	0.10	0.10人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
 ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 7

種 目	単位	規模	職種	内 業			計	備考
				外業 調査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技 師 A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技 師 B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技 師 C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技 師 D	—	—	0.22	0.22人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
 ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 5

区分	単位	規模	職種	内 業			計	備考
				外業 調査	図面等	算 定		
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技 師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技 師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技 師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技 師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技 師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技 師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技 師 D	—	—	0.10	0.10人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 7

種 目	単位	規模	職種	内 業			計	備考
				外業 調査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技 師 A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技 師 B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技 師 C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技 師 D	—	—	0.22	0.22人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く）

構造計算を行う場合

表 6 - 1 2

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備考
				調査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技 師A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技 師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技 師C	—	2.54	1.39	3.93人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技 師A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技 師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技 師C	—	1.98	0.97	2.95人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技 師A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技 師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技 師C	—	1.90	1.00	2.90人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による区分イの場合
			技 師A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技 師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技 師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技 師D	—	—	0.18	0.18人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-13の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

構造計算を行う場合

表 6 - 1 2

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備考
				調査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技 師A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技 師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技 師C	—	2.54	1.39	3.93人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技 師A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技 師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技 師C	—	1.98	0.97	2.95人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技 師A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技 師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技 師C	—	1.90	1.00	2.90人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による区分イの場合
			技 師A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技 師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技 師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技 師D	—	—	0.18	0.18人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-13の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 1 7

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
機械設備 A	事務所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人		
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人		
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人		
			技師 D	—	—	0.22	0.22人		
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人		
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人		
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人		
			技師 D	—	—	0.63	0.63人		
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人		
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人		
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人		
			技師 D	—	—	0.63	0.63人		
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人		
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人		
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人		
			技師 D	—	—	0.63	0.63人		

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 1 8 の補正率表を適用するものとする。
 注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・ 石綿要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
 ・ 石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 2 1

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
生産設備 A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人		
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人		
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人		
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人		
生産設備 B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人		
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人		
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人		
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人		
生産設備 C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人		
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人		
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人		
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人		
生産設備 D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人		
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人		
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人		
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34人		
生産設備 D	箇所	—	技師 D	—	—	0.17	0.17人		

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 2 2 の補正率表を適用するものとする。
 注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・ 石綿要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
 ・ 石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 1 7

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
機械設備 A	事務所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人		
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人		
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人		
			技師 D	—	—	0.22	0.22人		
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人		
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人		
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人		
			技師 D	—	—	0.63	0.63人		
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人		
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人		
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人		
			技師 D	—	—	0.63	0.63人		
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人		
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人		
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人		
			技師 D	—	—	0.63	0.63人		

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 1 8 の補正率表を適用するものとする。
 注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・ 同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
 ・ 同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 2 1

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
生産設備 A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人		
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人		
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人		
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人		
生産設備 B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人		
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人		
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人		
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人		
生産設備 C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人		
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人		
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人		
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人		
生産設備 D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人		
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人		
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人		
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34人		
生産設備 D	箇所	—	技師 D	—	—	0.17	0.17人		

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 2 2 の補正率表を適用するものとする。
 注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・ 同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
 ・ 同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業			計	備 考
				外 業 調 査	図 面 等	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地 B	同上	敷地面積 150㎡ ～200㎡	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地 C	同上	敷地面積 200㎡ ～600㎡	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 A	同上	敷地面積 600㎡ ～1,000㎡	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 B	同上	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	
独 立 工 作 物	同上	—	技師A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師B	0.13	—	0.21	0.34人	
			技師C	0.13	0.61	0.20	0.94人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は表6-26-1の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業			計	備 考
				外 業 調 査	図 面 等	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地 B	同上	敷地面積 150㎡ ～200㎡	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地 C	同上	敷地面積 200㎡ ～600㎡	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 A	同上	敷地面積 600㎡ ～1,000㎡	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 B	同上	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	
独 立 工 作 物	同上	—	技師A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師B	0.13	—	0.21	0.34人	
			技師C	0.13	0.61	0.20	0.94人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は表6-26-1の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技師B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技師C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技師D	—	—	0.16	0.16人	
墳 墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師C	0.25	0.17	—	0.42人	
			技師D	—	—	0.27	0.27人	
墳 墓 C	10㎡	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師C	0.36	0.21	—	0.57人	
			技師D	—	—	0.38	0.38人	
墳 墓 D	10㎡	3～5基(画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師C	0.21	0.21	—	0.42人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	
墳 墓 E	10㎡	7基(画地)以上	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師C	0.36	0.26	—	0.62人	
			技師D	—	—	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木、祭し料（弔祭料を含む。）等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数等の調査は第5権利調査、2墓地管理者等の調査で行うものとする。

表 7-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.34人	
			技師 B	0.34人	

4 営業に関する調査及び算定
 営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。
 ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表 7-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
営 業	事業所 (企業)	—	技師A	0.52	0.68	0.68	1.88人	
			技師B	0.52	1.63	1.64	3.79人	
			技師C	0.52	4.06	—	4.58人	
			技師D	—	—	0.46	0.46人	

注 事業所(企業)とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

表 6-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
墳 墓 A	10㎡	3両地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技師B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技師C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技師D	—	—	0.16	0.16人	
墳 墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師C	0.25	0.17	—	0.42人	
			技師D	—	—	0.27	0.27人	
墳 墓 C	10㎡	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師C	0.36	0.21	—	0.57人	
			技師D	—	—	0.38	0.38人	
墳 墓 D	10㎡	3～5基(画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師C	0.21	0.21	—	0.42人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	
墳 墓 E	10㎡	7基(画地)以上	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師C	0.36	0.26	—	0.62人	
			技師D	—	—	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数等の調査は第5権利調査、2墓地管理者等の調査で行うものとする。

表 7-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.26人	
			技師 B	0.26人	

4 営業に関する調査及び算定
 営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。
 ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表 7-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
営 業	事業所 (企業)	—	技師A	0.57	0.94	0.60	2.11人	
			技師B	0.57	1.43	1.61	3.61人	
			技師C	0.57	3.92	—	4.49人	
			技師D	—	—	0.45	0.45人	

注 事業所(企業)とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

改 正 案

- 6 居住者に関する調査
居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表7-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
居住者調査	世帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05人	
			技師 C	0.05	0.08	—	0.13人	

- 7 動産に関する調査及び算定
動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
動産調査 一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.06	0.05	0.34人	
			技師 C	0.23	0.16	0.09	0.48人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.66	0.06	0.06	0.78人	
			技師 C	0.66	0.24	0.09	0.99人	
			技師 D	—	—	0.11	0.11人	
店 舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.23	0.05	0.04	0.32人	
			技師 C	0.23	0.18	0.10	0.51人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.18	0.05	0.04	0.27人	
			技師 C	0.18	0.12	0.10	0.40人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	0.04	0.03	0.15人	
			技師 C	0.08	0.10	0.06	0.24人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04人	
倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.15	0.04	0.03	0.22人	
			技師 C	0.15	0.13	0.07	0.35人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

現 行

- 6 居住者に関する調査
居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表7-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
居住者調査	世帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05人	
			技師 C	0.05	0.05	—	0.10人	

- 7 動産に関する調査及び算定
動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
動産調査 一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.20	0.06	0.05	0.31人	
			技師 C	0.20	0.12	0.09	0.41人	
			技師 D	—	—	0.09	0.09人	
農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.45	0.05	0.06	0.56人	
			技師 C	0.45	0.24	0.12	0.81人	
			技師 D	—	—	0.10	0.10人	
店 舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.26	0.05	0.04	0.35人	
			技師 C	0.26	0.18	0.13	0.57人	
			技師 D	—	—	0.09	0.09人	
事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.17	0.04	0.04	0.25人	
			技師 C	0.17	0.11	0.10	0.38人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	0.05	0.03	0.16人	
			技師 C	0.08	0.10	0.07	0.25人	
			技師 D	—	—	0.03	0.03人	
倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.13	0.04	0.03	0.20人	
			技師 C	0.13	0.12	0.06	0.31人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

8 その他通損に関する算定
 その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区 分	単位	規模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
仮住居、借家人又は家賃減収補償（標準家賃調査あり）	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	補償額算定	
			技師 B	—	0.06	0.05	0.11人		
			技師 C	—	0.16	0.14	0.30人		
仮住居、借家人又は家賃減収補償（標準家賃調査なし）	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	補償額算定	
			技師 B	—	—	0.05	0.05人		
			技師 C	—	—	0.14	0.14人		
移 転 雑 費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定	
			技師 B	—	—	0.06	0.06人		
			技師 C	—	—	0.48	0.48人		

9 その他
 建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定（仮住居、借家人又は家賃減収補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。
 なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区 分	単位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定	算 定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定 （仮住居あり・標準家賃調査あり）	世帯	技師A	—	0.02	0.11	0.13人		
		技師B	0.28	0.12	0.16	0.56人		
		技師C	0.28	0.40	0.71	1.39人		
		技師D	—	—	0.07	0.07人		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定 （仮住居あり・標準家賃調査なし）	世帯	技師A	—	0.02	0.11	0.13人		
		技師B	0.28	0.06	0.16	0.50人		
		技師C	0.28	0.24	0.71	1.23人		
		技師D	—	—	0.07	0.07人		

注 本表は、表7-6、表7-7（一般住家）及び表7-9の合計人員である。

表7-11

区 分	単位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定	算 定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居なし）	世帯	技師A	—	0.02	0.08	0.10人		
		技師B	0.28	0.06	0.11	0.45人		
		技師C	0.28	0.24	0.57	1.09人		
		技師D	—	—	0.07	0.07人		

注 本表は、表7-10下段より表7-9中段の人員を控除したものである。

8 その他通損に関する算定
 その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区 分	単位	規模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
仮住居又は借家人補償	世帯	—	技師 A	—	—	0.02	0.02人	補償額算定	
			技師 B	—	—	0.05	0.05人		
			技師 C	—	—	0.13	0.13人		
移 転 雑 費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定	
			技師 B	—	—	0.06	0.06人		
			技師 C	—	—	0.52	0.52人		

9 その他
 建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定（仮住居又は借家人補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。
 なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区 分	単位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定	算 定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり）	世帯	技師A	—	0.02	0.10	0.12人		
		技師B	0.25	0.06	0.16	0.47人		
		技師C	0.25	0.17	0.74	1.16人		
		技師D	—	—	0.09	0.09人		

注 本表は、表7-6、表7-7（一般住家）及び表7-9の合計人員である。

表7-11

区 分	単位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定	算 定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居なし）	世帯	技師A	—	0.02	0.08	0.10人		
		技師B	0.25	0.06	0.11	0.42人		
		技師C	0.25	0.17	0.61	1.03人		
		技師D	—	—	0.09	0.09人		

注 本表は、表7-10より表7-9（仮住居又は借家人補償）の人員を控除したものである。

第13-1 補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、鹿児島県土木部用地事務取扱要領第39条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。
 なお、この場合の歩掛りは、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

(削る)

(削る)

(削る)

第13-1 補償説明

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1の区分によるものとする。
 なお、この場合の歩掛りは、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。補償説明Bに係る直接人件費の積算に当たっては、本表の区分ごとの「補正率」欄に掲げる補正を行うものとする。

表13-1

区 分	判 断 基 準
補償説明等 A	用地調査等業務共通仕様書第10章第124条（移転工法案の検討）の移転工法案の検討を行ったもの、又はこれに準ずると認められるもの。
補償説明等 B	補償説明等A以外のもの。 ただし、補償説明等の項目によって表13-2の区分により行うものとする。

表13-2

区 分	判 断 基 準
補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。
補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（居住用併用を含む。）に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（居住用併用を含む。）補償に係るもの。

- 注1 土地の定義には、借地権を含む。
 注2 墳墓所有者（土地及び墓石等）は、「B-イ」を適用するものとする。
 注3 借地権に基づく建物所有者は、「B-ハ」を適用するものとする。
 注4 「B-ロ」の機械設備等の判断基準は原則として、(1)の場合は、土地所有権に基づくもの、(2)の場合は、土地所有権を有するもの以外のものに適用するものとする。

補償説明等Bに係る直接人件費の積算に当たっては、表13-2による区分ごとの補正率は、表13-3により行うものとする。

表13-3

区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補 正 率	0.50	0.80	1.00	1.30

改 正 案

- 1 打合せ協議
中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。
- 2 現地踏査
現地踏査の費用内容及び取り扱い、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1により行うものとする。

表13-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.40人	
			技師 A	0.40人	
			技師 B	0.40人	

- 3 概況ヒアリング等
概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-2により行うものとする。

(削る)

(削る)

表13-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.02	0.02人	
			技師 A	0.01	0.02	0.03人	
			技師 C	0.01	0.02	0.03人	

注1 技師A1名、技師C1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

現 行

- 1 打合せ協議
中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。
- 2 現地踏査
現地踏査の費用内容及び取り扱い、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-4により行うものとする。

表13-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.54人	
			技師 A	0.54人	
			技師 B	0.54人	

注 現地踏査は、表13-1の区分を行わないものとする。

- 3 概況ヒアリング等
概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-5、補償説明等Bにあつては表13-6により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	0.27	0.39	0.66人	
			技師 A	0.54	0.81	1.35人	
			技師 C	0.27	0.39	0.66人	

注1 補償説明等Aは、主任技師1名、技師A2名、技師C1名の合計4名編成によって行うことを前提としたものであり、表13-5に表示する技師Aは2名分の人員数である。

(以下「補償説明等Aの歩掛りについて」同じ)

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.06	0.06人	
			技師 A	0.08	0.06	0.14人	
			技師 C	0.08	0.06	0.14人	

注1 補償説明等Bは、技師A1名、技師C1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 本表の歩掛りは、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注3 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料等の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-3により行うものとする。

(削る)

表13-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師 技師 A 技師 C	— — —	0.08 0.09 0.15	0.08 0.09 0.15	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 補償説明

補償（費用負担）説明は、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-4により行うものとする。

(削る)

表13-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	回	—	主任技師 技師 A 技師 C	— 0.13 0.13	0.01 0.01 0.12	0.01人 0.14人 0.25人	

注 直接人件費 = 単価 × 回

4 説明資料の作成等

説明資料等の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-7、補償説明等Bにあつては表13-8により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等の作成	権利者	—	主任技師	—	0.54	0.54人	
			技師 A	—	2.97	2.97人	
			技師 C	—	2.28	2.28人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等の作成	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.06	0.06人	
			技師 A	—	0.17	0.17人	
			技師 C	—	0.31	0.31人	

注1 本表の歩掛りは、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注2 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

5 補償説明

補償（費用負担）説明は、土地、物件調査の配布、補償内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-9、補償説明等Bにあつては表13-10により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-9

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	—	主任技師	5.40	0.81	6.21人	
			技師 A	10.97	1.62	12.59人	
			技師 C	5.57	2.43	8.00人	

注1 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-10

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	1.97	0.10	2.07人	
			技師 C	1.97	0.58	2.55人	

注1 本表の歩掛りは、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注2 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

表 1 5 - 2

区分	判 断 基 準	補正率
B-イ	(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。	0.30
B-ロ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50
B-ハ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80
B-ニ	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用(住居併用を含む)に供している借家人に係るもの。	1.00
B-ホ	(1) 土地、建物(住居併用を含む)を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30

注 共有地又は共有物件の場合、原則として、共有者1名分についてはB-イの補正率を適用せず、B-ロ～ホのいずれかの補正率を適用し、残る共有者の分についてはB-イの補正率を適用するものとする。ただし、残る共有者の説明等が定型的又は簡易なものでない場合には、当該共有者の分についてはB-ロ～ホのいずれかの補正率を適用するものとする。

1 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表 1 5 - 3 により行うものとする。

表 1 5 - 3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業			備 考
				業務着手時	中間打合せ	成果品納入時	
打合せ協議	業務	—	技師長 技師C	0.38 0.23	0.28 0.17	0.24 0.14	中間打合せ 1回当たり

- 注 1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度以内)を含むものとする。
 注 2 中間打合せの回数は、1月当たり1回を基本とし、必要に応じて中間打合せ回数を増減して計上するものとする。
 注 3 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、(主任)調査員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。
 注 4 打合せ協議は、表 1 の区分を行わないものとする。

表 1 5 - 2

区分	判 断 基 準	補正率
B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50
B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80
B-ハ	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用(住居併用を含む)に供している借家人に係るもの。	1.00
B-ニ	(1) 土地、建物(住居併用を含む)を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。	1.30

1 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表 1 5 - 3 により行うものとする。

表 1 5 - 3

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業			計	備 考
				業務着手時	中間打合せ	成果品納入時		
打合せ協議	業務	—	技師長 技師C	0.36 0.18	0.72 0.36	0.36 0.18	1.44人 0.72人	

- 注 1 打合せ協議の中間打合せ回数は、1業務当たり2回を標準としている。
 注 2 打合せ協議は、表 1 5 - 1 の区分を行わないものとする。

- 3 現地踏査
現地踏査に要する直接人件費の積算は、原則1業務1回とし、表15-5により行うものとする。

表15-5

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	計	備 考
現地踏査	回	—	技師長 技師C	1.18人 1.18人	1.18人 1.18人	

注1 以下の事由に該当する場合は、現地踏査の実施回数に応じてそれぞれ計上するものとする。
 ・当初設計時に予定していた業務区域以外の区域を業務途中で追加する場合。
 ・対象となる業務区域が複数あり、補償額算定書を貸与する時期が業務区域毎に異なる場合。

注2 現地踏査は、表15-1の区分を行わないものとする。

- 4 概況ヒアリング等
概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し面接等により、公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。
 区分Aの場合 直接人件費 = 表15-6による単価×権利者数
 区分Bの場合 直接人件費 = 表15-7による単価×表15-2の区分ごとの補正×表15-2の区分ごとの権利者数

(区分A) 表15-6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	技師長 技師C	0.43 0.43	0.64 0.64	1.07人 1.07人	

(区分B) 表15-7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	B-二	技師長 技師C	0.07 0.07	0.09 0.04	0.16人 0.11人	

注1 本表においては、用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注2 本表の歩掛は、表15-2の区分B-二を基準としたものであり、表15-2の区分によって補正を行うものとする。

- 5 権利者の特定
権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿、住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。
 直接人件費 = 表15-8による単価×権利者数

表15-8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
権利者の特定	権利者	—	技師長 技師C	— —	0.03 0.03	0.03人 0.03人	

注1 本表においては、用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注2 権利者の特定は、表15-1の区分を行わないものとする。

- 3 現地踏査
現地踏査に要する直接人件費の積算は、表15-5により行うものとする。

表15-5

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業務	—	技師長 技師C	1.08人 1.08人	

注 現地踏査は、表15-1の区分を行わないものとする。

- 4 概況ヒアリング等
概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。
 区分Aの場合 直接人件費 = 表15-6による単価×権利者数
 区分Bの場合 直接人件費 = 表15-7による単価×表15-2の区分ごとの補正×表15-2の区分ごとの権利者数

(区分A) 表15-6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	技師長 技師C	0.54 0.54	0.81 0.81	1.35人 1.35人	

(区分B) 表15-7

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	B-ハ	技師長 技師C	0.08 0.08	0.12 0.06	0.20人 0.14人	

注1 本表の歩掛は、表15-2の区分B-ハを基準としたものであり、表15-2の区分によって補正を行うものとする。

- 5 関係権利者の特定
関係権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿及び住民票等の記載事項を精査するとともに、課税、納税及び管理状況については、監督職員と協議の上必要な調査を行って、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は次の式により行うものとする。
 直接人件費 = 表15-8による単価×権利者数

表15-8

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係権利者の特定	権利者		技師長 技師C	— —	0.02 0.02	0.02人 0.02人	

注 関係権利者の特定は、表15-1の区分を行わないものとする。

改 正 案

表 15-9-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.11 0.59 0.41	0.11人 0.59人 0.41人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.15 0.85 0.15	0.15人 0.85人 0.15人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.12 0.47 0.22	0.12人 0.47人 0.22人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-1-3の補正率表を適用するものとする。

表 15-9-3-1

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)
非木造建物B	鉄骨造(非木造建物Aを除く)、軽量鉄骨造(鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む)
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造(非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く)

構造計算を行わない場合

表 15-9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.35 2.04 0.57	0.35人 2.04人 0.57人	用途による区分イの場合
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.34 1.67 0.65	0.34人 1.67人 0.65人	同 上
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.31 1.81 0.66	0.31人 1.81人 0.66人	同 上
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.14 0.91 0.14	0.14人 0.91人 0.14人	同 上

現 行

表 15-9-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.14 0.56 0.28	0.14人 0.56人 0.28人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.14 0.65 0.28	0.14人 0.65人 0.28人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.14 0.37 0.18	0.14人 0.37人 0.18人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-1-3の補正率表を適用するものとする。

表 15-9-3-1

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)
非木造建物B	鉄骨造(非木造建物Aを除く)、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造(鉄骨系、コンクリート系、木質系)

構造計算を行わない場合

表 15-9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.28 2.11 0.46	0.28人 2.11人 0.46人	用途による区分イの場合
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.28 1.69 0.46	0.28人 1.69人 0.46人	同 上
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.28 1.89 0.46	0.28人 1.89人 0.46人	同 上
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師B 技師C	— — —	0.14 0.75 0.28	0.14人 0.75人 0.28人	同 上

構造計算を行う場合

表 15-9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.35	0.35人	用途による区分イの場合
			技師A	—	5.47	5.47人	
			技師B	—	2.04	2.04人	
			技師C	—	0.57	0.57人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.34	0.34人	同 上
			技師A	—	4.69	4.69人	
			技師B	—	1.67	1.67人	
			技師C	—	0.65	0.65人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.31	0.31人	同 上
			技師A	—	3.49	3.49人	
			技師B	—	1.81	1.81人	
			技師C	—	0.66	0.66人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14人	同 上
			技師A	—	0.94	0.94人	
			技師B	—	0.91	0.91人	
			技師C	—	0.14	0.14人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-3-4の補正率表を適用するものとする。ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表15-9-1-3の補正率を適用するものとする。

表 15-9-5-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.17	0.17人	
			技師A	—	0.37	0.37人	
			技師B	—	0.50	0.50人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.71	0.71人	
			技師A	—	0.86	0.86人	
			技師B	—	1.38	1.38人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.71	0.71人	
			技師A	—	1.08	1.08人	
			技師B	—	1.72	1.72人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.71	0.71人	
			技師A	—	1.25	1.25人	
			技師B	—	1.98	1.98人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-5-3の補正率表を適用するものとする。

構造計算を行う場合

表 15-9-3-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	用途による区分イの場合
			技師A	—	5.47	5.47人	
			技師B	—	2.11	2.11人	
			技師C	—	0.46	0.46人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	同 上
			技師A	—	4.68	4.68人	
			技師B	—	1.69	1.69人	
			技師C	—	0.46	0.46人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28人	同 上
			技師A	—	3.48	3.48人	
			技師B	—	1.89	1.89人	
			技師C	—	0.46	0.46人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14人	同 上
			技師A	—	0.93	0.93人	
			技師B	—	0.75	0.75人	
			技師C	—	0.28	0.28人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-3-4の補正率表を適用するものとする。ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表15-9-1-3の補正率を適用するものとする。

表 15-9-5-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.20	0.20人	
			技師A	—	0.34	0.34人	
			技師B	—	0.46	0.46人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	0.93	0.93人	
			技師B	—	1.25	1.25人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.17	1.17人	
			技師B	—	1.56	1.56人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.35	1.35人	
			技師B	—	1.79	1.79人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-5-3の補正率表を適用するものとする。

表15-9-7-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師長	—	0.11	0.11人	
			技師B	—	0.16	0.16人	
			技師C	—	0.42	0.42人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.23	0.23人	
			技師C	—	0.80	0.80人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.13	0.13人	
			技師B	—	0.43	0.43人	
			技師C	—	1.06	1.06人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師長	—	0.12	0.12人	
			技師B	—	0.55	0.55人	
			技師C	—	1.77	1.77人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師長	—	0.26	0.26人	
			技師B	—	0.82	0.82人	
			技師C	—	2.57	2.57人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師長	—	0.21	0.21人	
			技師B	—	0.49	0.49人	
			技師C	—	1.12	1.12人	
独立工作物	箇所	—	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.10	0.10人	
			技師C	—	0.20	0.20人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-7-3の補正率を適用するものとする。

注3 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

表15-9-7-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.14	0.14人	
			技師C	—	0.38	0.38人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.18	0.18人	
			技師C	—	0.65	0.65人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.32	0.32人	
			技師C	—	1.03	1.03人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.46	0.46人	
			技師C	—	1.52	1.52人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師長	—	0.21	0.21人	
			技師B	—	0.65	0.65人	
			技師C	—	2.14	2.14人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師長	—	0.10	0.10人	
			技師B	—	0.42	0.42人	
			技師C	—	1.27	1.27人	
独立工作物	箇所	—	技師長	—	0.08	0.08人	
			技師B	—	0.08	0.08人	
			技師C	—	0.19	0.19人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-7-3の補正率を適用するものとする。

注3 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

表15-9-8-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
用材林	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.06 0.18	0.06人 0.18人	
薪炭林	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.23	0.05人 0.23人	
収穫樹	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.11 0.33	0.11人 0.33人	釣り棚、囲障等を含む。
竹林	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.07 0.08	0.07人 0.08人	
苗木 (植木畑)	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.13 0.35	0.13人 0.35人	囲障等を含む。

注 調査区域の地形等によって表15-9-8-3の補正を行うものとする。

表15-9-10-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
墳墓A	10㎡	3画地程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.07 0.29 0.08	0.07人 0.29人 0.08人	
墳墓B	10㎡	5画地程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.05 0.60 0.02	0.05人 0.60人 0.02人	
墳墓C	10㎡	7画地程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.05 0.83 0.04	0.05人 0.83人 0.04人	
墳墓D	10㎡	3~5基 (画地) 程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.12 0.30 0.11	0.12人 0.30人 0.11人	
墳墓E	10㎡	7基 (画地) 程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.05 0.84 0.02	0.05人 0.84人 0.02人	

表15-9-11

区分	単位	職種	外業	内業	計	備考
建物等の残地移転要件 の該当性の照合	権利者	技師長 技師B	— —	0.25 0.20	0.25人 0.20人	

表15-9-8-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
用材林	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.14	0.05人 0.14人	
薪炭林	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.18	0.05人 0.18人	
収穫樹	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.42	0.05人 0.42人	釣り棚、囲障等を含む。
竹林	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.08	0.05人 0.08人	
苗木 (植木畑)	1,000㎡	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.42	0.05人 0.42人	囲障等を含む。

注 調査区域の地形等によって表15-9-8-3の補正を行うものとする。

表15-9-10-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
墳墓A	10㎡	3画地程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.05 0.37 0.07	0.05人 0.37人 0.07人	
墳墓B	10㎡	5画地程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.05 0.62 0.07	0.05人 0.62人 0.07人	
墳墓C	10㎡	7画地程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.05 0.87 0.08	0.05人 0.87人 0.08人	
墳墓D	10㎡	3~5基 (画地) 程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.05 0.49 0.07	0.05人 0.49人 0.07人	
墳墓E	10㎡	7基 (画地) 程度	技師長 技師B 技師C	— — —	0.05 0.87 0.07	0.05人 0.87人 0.07人	

表15-9-11

区分	単位	職種	外業	内業	計	備考
建物等の残地移転要件 の該当性の照合	権利者	技師長 技師B	— —	0.22 0.18	0.22人 0.18人	

表 15-9-13-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
営 業	事業所 (企業)	—	技師長	—	0.60	0.60人	
			技師B	—	2.75	2.75人	
			技師C	—	1.69	1.69人	

注 事業所(企業)とは土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

6-15 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表15-9-15-1により行うものとする。

表 15-9-15-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	—	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.06	0.06人	
同 上 農家住家	戸	—	技師長	—	0.03	0.03人	
			技師C	—	0.07	0.07人	
同 上 店 舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.03	0.03人	
			技師C	—	0.14	0.14人	
同 上 事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.07	0.07人	
同 上 工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.05	0.05人	
同 上 倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.07	0.07人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫にあって本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-15-2の補正率を適用するものとする。

表 15-9-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
仮住居又は 借家人補償	世 帯	—	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.15	0.15人	
移転雑費	所有者 又は世帯	—	技師長 技師C	— —	0.04 0.32	0.04人 0.32人	

表 15-9-13-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
営 業	事業所 (企業)	—	技師長	—	0.65	0.65人	
			技師B	—	2.07	2.07人	
			技師C	—	1.69	1.69人	

注 事業所(企業)とは土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

6-15 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表15-9-15-1により行うものとする。

表 15-9-15-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	—	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.05	0.05人	
同 上 農家住家	戸	—	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.08	0.08人	
同 上 店 舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.14	0.14人	
同 上 事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.05	0.05人	
同 上 工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.04	0.04人	
同 上 倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.05	0.05人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫にあって本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-15-2の補正率を適用するものとする。

表 15-9-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
仮住居又は 借家人補償	世 帯	—	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.14	0.14人	
移転雑費	所有者 又は世帯	—	技師長 技師C	— —	0.04 0.28	0.04人 0.28人	

表15-9-17-1

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技師長	—	1.46	1.46人	
			技師A	—	1.72	1.72人	
			技師B	—	1.72	1.72人	
			技師C	—	1.72	1.72人	

6-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-18により行うものとする。

表15-9-18

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
標準地価格の照合	標準地	—	技師長	—	0.68	0.68人	
			技師A	—	0.99	0.99人	
			技師C	—	0.99	0.99人	

6-19 各画地の評価額の照合

各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-19によるものとする。

表15-9-19

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
各画地の評価額の照合	画地	—	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師A	—	0.04	0.04人	
			技師C	—	0.04	0.04人	

6-20 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-20により行うものとする。

表15-9-20

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
残地補償額の照合	画地	—	技師長	—	0.03	0.03人	
			技師C	—	0.01	0.01人	

表15-9-17-1

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技師長	—	1.31	1.31人	
			技師A	—	1.31	1.31人	
			技師B	—	1.31	1.31人	
			技師C	—	1.31	1.31人	

6-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-18により行うものとする。

表15-9-18

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
標準地価格の照合	標準地	—	技師長	—	0.56	0.56人	
			技師A	—	1.17	1.17人	
			技師C	—	1.17	1.17人	

6-19 各画地の評価額の照合

各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-19によるものとする。

表15-9-19

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
各画地の評価額の照合	画地	—	技師長	—	0.01	0.01人	
			技師A	—	0.04	0.04人	
			技師C	—	0.04	0.04人	

6-20 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-20により行うものとする。

表15-9-20

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
残地補償額の照合	画地	—	技師長	—	0.02	0.02人	
			技師C	—	0.02	0.02人	

6-21 消費税等に関する照合
消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-21-1により行うものとする。

表15-9-21

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
消費税等照合	事業者	—	技師長 技師B	— —	0.02 0.08	0.02人 0.08人	

(削る)

6-22 費用負担額算定書の照合
費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-22により行うものとする。

表15-9-22

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師C	— —	0.24 0.45	0.24人 0.45人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師C	— —	0.61 1.22	0.61人 1.22人	
区分所有の建物	戸	130㎡程度	技師長 技師C	— —	0.07 0.25	0.07人 0.25人	
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師長 技師C	— —	0.12 0.28	0.12人 0.28人	

7 補償金明細表の作成
補償金明細表の作成に要する直接人権費の積算は、表15-10により行うものとする。

表15-10

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
補償金明細表の作成	権利者	—	技師長 技師C	— —	0.02 0.07	0.02人 0.07人	

注 補償金明細表の作成は、表15-1の区分を行わないものとする。

6-21 消費税等に関する照合
消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-21-1又は表15-9-21-2により行うものとする。

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表15-9-21-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
消費税等照合	事業者	—	技師長 技師B	— —	0.01 0.08	0.01人 0.08人	

(2) 営業調査等を伴う事業者(営業補償対象者)

表15-9-21-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
消費税等照合	事業者	—	技師長 技師B	— —	0.01 0.08	0.01人 0.08人	

6-22 費用負担額算定書の照合
費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表15-9-22により行うものとする。

表15-9-22

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師C	— —	0.10 0.66	0.10人 0.66人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師C	— —	0.28 1.70	0.28人 1.70人	
区分所有の建物	戸	130㎡程度	技師長 技師C	— —	0.07 0.25	0.07人 0.25人	
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師長 技師C	— —	0.09 0.24	0.09人 0.24人	

(新設)

8 用地交渉用資料の作成等

用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費＝表15-11による単価×権利者数

区分Bの場合 直接人件費＝表15-12による単価×表15-2の区分ごとの補正×表15-2の区分ごとの権利者数

(区分A) 表15-11

種 目	単 位	区 分	職 種	外業	内業	計	備 考
用地交渉用資料の作成等	権利者	—	技師長 技師C	—	5.43	5.43人	
				—	3.06	3.06人	

(区分B) 表15-12

種 目	単 位	区 分	職 種	外業	内業	計	備 考
用地交渉用資料の作成等	権利者	B-二	技師長 技師C	—	0.40	0.40人	
				—	0.35	0.35人	

注1 本表の歩掛りは、表15-2の区分B-二を基準としたものであり、表15-2の区分によつての補正を行うものとする。

9-1 用地交渉

用地交渉は、その段階に応じて、①土地・物件調書の説明及び確認、②補償内容等の説明、③損失補償協議書の交付及び説明、④補償契約書案の説明及び補償契約の承諾に係る用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。ただし、用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者がいるときは、「9-2 権利者以外の関係者との軽微な対応」によるものとする。

区分Aの場合 直接人件費＝表15-13-1による単価×権利者数

区分Bの場合 直接人件費＝表15-14-1による単価×表15-2の区分ごとの補正×表15-2の区分ごとの権利者数

(区分A) 表15-13-1

種 目	単 位	区 分	職 種	外業	内業	計	備 考
①用地交渉 (土地及び補償物件一覧 表の説明確認)	権利者	—	技師長 技師C	0.93	1.50	2.43人	
				0.93	2.07	3.00人	

(区分A) 表15-13-2

種 目	単 位	区 分	職 種	外業	内業	計	備 考
②用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	—	技師長 技師C	4.85 4.85	3.92 6.25	8.77人 11.10人	

7 用地交渉用資料の作成等

用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費＝表15-10による単価×権利者数

区分Bの場合 直接人件費＝表15-11による単価×表15-2の区分ごとの補正×表15-2の区分ごとの権利者数

(区分A) 表15-10

種 目	単 位	区 分	職 種	外業	内業	計	備 考
用地交渉用資料の作成等	権利者	—	技師長 技師C	—	3.51	3.51人	
				—	2.28	2.28人	

(区分B) 表15-11

種 目	単 位	区 分	職 種	外業	内業	計	備 考
用地交渉用資料の作成等	権利者	B-ハ	技師長 技師C	—	0.23	0.23人	
				—	0.31	0.31人	

注1 本表の歩掛りは、表15-2の区分B-ハを基準としたものであり、表15-2の区分によつての補正を行うものとする。

8 用地交渉

用地交渉は、その段階に応じて①土地・物件調書の説明及び確認、②損失補償協議書の提示説明、③補償契約書の説明及び承諾 にかかる用地交渉及び用地交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費＝表15-12-1から3による単価×権利者数

区分Bの場合 直接人件費＝表15-13-1から3による単価×表15-2の区分ごとの補正×表15-2の区分ごとの権利者数

(区分A-1) 表15-12-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外業	内業	計	備 考
①用地交渉 (土地及び補償物件一覧 表の説明確認)	権利者	—	技師長 技師C	2.33	0.81	3.14人	
				2.33	0.81	3.14人	

(新設)

改正案

(区分A) 表15-13-3

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
③用地交渉 (損失補償協議書の交付 説明)	権利者	—	技師長 技師C	0.80	0.65	1.45人	
				0.80	1.04	1.84人	

(区分A) 表15-13-4

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
④用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	—	技師長 技師C	0.81	0.30	1.11人	
				0.81	1.09	1.90人	

(区分B) 表15-14-1

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
①用地交渉 (土地及び補償物件一覧 表の説明確認)	権利者	B-ニ	技師長 技師C	0.23	0.08	0.31人	
				0.23	0.62	0.85人	

注 本表の歩掛りは、表15-2区分B-ニを基準としたものであり表15-2の区分
よって補正を行うものとする。

(区分B) 表15-14-2

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
②用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	B-ニ	技師長 技師C	0.81	0.43	1.24人	
				0.81	1.42	2.23人	

注 本表の歩掛りは、表15-2区分B-ニを基準としたものであり表15-2の区分
よって補正を行うものとする。

(区分B) 表15-14-3

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
③用地交渉 (損失補償協議書の 交付説明)	権利者	B-ニ	技師長 技師C	0.13	0.07	0.20人	
				0.13	0.23	0.36人	

注 本表の歩掛りは、表15-2区分B-ニを基準としたものであり、表15-2の区分
よって補正を行うものとする。

(区分B) 表15-14-4

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
④用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	B-ニ	技師長 技師C	0.13	0.03	0.16人	
				0.13	0.26	0.39人	

注 本表の歩掛りは、表15-2区分B-ニを基準としたものであり、表15-2の区分
よって補正を行うものとする。

現 行

(区分A-2) 表15-12-2

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
②用地交渉 (損失補償協議書の説明)	権利者	—	技師長 技師C	4.32	0.81	5.13人	
				4.32	0.81	5.13人	

(区分A-3) 表15-12-3

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
③用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	—	技師長 技師C	4.32	0.81	5.13人	
				4.32	0.81	5.13人	

(区分B-1) 表15-13-1

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
①用地交渉 (土地及び補償物件一覧 表の説明確認)	権利者	B-ハ	技師長 技師C	0.54	0.04	0.58人	
				0.54	0.21	0.75人	

注1 本表の歩掛りは、表15-2の区分B-ハを基準としたものであり、表15-2の区分に
よって補正を行うものとする。

(新設)

(区分B-2) 表15-13-2

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
②用地交渉 (損失補償協議書の説明)	権利者	B-ハ	技師長 技師C	0.72	0.08	0.80人	
				0.72	0.18	0.90人	

注1 本表の歩掛りは、表15-2の区分B-ハを基準としたものであり、表15-2の区分に
よって補正を行うものとする。

(区分B-3) 表15-13-3

種 目	単位	区分	職 種	外業	内業	計	備 考
③用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	B-ハ	技師長 技師C	0.71	0.08	0.79人	
				0.71	0.18	0.89人	

注1 本表の歩掛りは、表15-2の区分B-ハを基準としたものであり、表15-2の区分に
よって補正を行うものとする。

9-2 権利者以外の関係者との軽微な対応

権利者以外の関係者との軽微な対応は、用地交渉を行うに当たり、権利者以外の関係者（相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、不在者探索に係る情報を保有すると思われる者等をいう。）に対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説明、不在者探索のための情報収集等の軽微な対応（これに伴う説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。）が生じた場合は、これを行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-14-5により行うものとする。

表15-14-5

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
権利者以外の関係者との軽微な対応	回	—	技師A	0.11	0.08	0.19	
			技師C	0.11	0.08	0.19	

注 権利者以外の関係者との軽微な対応は、表15-1の区分を行わないものとする。

10 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。
直接人件費=表15-15による単価×関係機関数

表15-15

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡・調整	関係機関	—	技師長	0.21	0.13	0.34人	
			技師C	0.21	0.30	0.51人	

(新設)

(新設)

9 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。
直接人件費=表15-14による単価×関係機関数

表15-14

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡・調整	関係機関	—	技師長 技師C	0.54 0.54	0.06 0.06	0.60人 0.60人	

(別表)

	独立工作物	見積	箇 所	1		
	立竹木		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。	
	庭園		箇 所	1		
	墳墓等		㎡	1		
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定		案	1	
		照応建物の設計案の作成		案	1	
	営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		業務	1	
		営業		事業所	1	
仮営業所設置		プレハブリース	事業所	1		
		賃貸物件	事業所	1		
居住者			世 帯	1		
動産		一般生家、農家住宅	戸	1		
		店舗	店 舗	1		
		事務所、工場、倉庫	事業所	1		
その他通損		仮住居、借家人、家賃減収(借家賃減額あり)	世 帯	1		
	仮住居、借家人、家賃減収(借家賃減額なし)	世 帯	1			
	移転雑費	所有者	1			
その他	仮住居あり	世 帯	1			
	仮住居なし	世 帯	1			
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業 務	1		
	関係資料収集		権利者	1		
	企業内容等の調査		事業所	1		
	敷地使用実態の調査		事業所	1		
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		
	建物調査		棟	1		
	機械設備等調査		事業所	1		

(別表)

	立竹木		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。	
	庭園		箇 所	1		
	墳墓等		㎡	1		
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定		案	1	
		照応建物の設計案の作成		案	1	
	営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		業務	1	
		営業		事業所	1	
		仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
賃貸物件			事業所	1		
居住者			世 帯	1		
動産		数生家、農家住宅	戸	1		
		店舗	店 舗	1		
		事務所、工場、倉庫	事業所	1		
その他通損		仮住居、借家人	世 帯	1		
	移転雑費	所有者	1			
その他	仮住居有	世 帯	1			
	仮住居無	世 帯	1			
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業 務	1		
	関係資料収集		権利者	1		
	企業内容等の調査		事業所	1		
	敷地使用実態の調査		事業所	1		
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		
	建物調査		棟	1		
	機械設備等調査		事業所	1		
	移転計画案の作成		事業所	1		
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
現地調査		業 務	1			

改 正 案

決 申 立 図 書 の 作 成		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書等(案)の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
再 算 定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
土 地 評 価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	地域区分及び標準地選定		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	取得地比準調書		画 地	1	
	残地補償金算定		画 地	1	
	調整価格算定		業 務	1	
補 償 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
			回	1	
相 続 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング	相続説明等	権利者	1	
	説明資料等の作成	相続説明等	権利者	1	
	相続説明	相続説明等	権利者	1	

現 行

成		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
再 算 定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
賃貸物件		事業所	1		
土 地 評 価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	地域区分及び標準地選定		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	取得地比準調書		画 地	1	
	残地補償金算定		画 地	1	
	調整価格算定		業 務	1	
補 償 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
補償説明等B		権利者	1		
相 続 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング	相続説明等	権利者	1	
	説明資料等の作成	相続説明等	権利者	1	
	相続説明	相続説明等	権利者	1	

改 正 案

多数共有地	準備打合せ等		業務	1		
	説明資料の作成等		権利者	1		
	補償説明等(近隣)		権利者	1		
	補償説明等(電話等)		権利者	1		
	補償説明等(遠隔地)		権利者	1		
用地交渉等	打合せ協議		業務	1	中間打合せ1回当たり	
	業務計画の策定		業務	1		
	現地踏査		回	1		
	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1		
		区分B	権利者	1		
	権利者の特定		権利者	1		
	補償額算定書の照合(立竹木、墳墓等を除く)	それぞれの区分	それぞれの単位	1		
	補償額算定書の照合(立竹木)	それぞれの区分	m ²	100	数量が1,000m ² 未満の場合は、數位を10m ² とする。	
	補償額算定書の照合(墳墓等)	それぞれの区分	m ²	1		
	補償金明細表の作成		権利者	1		
	用地交渉用資料の作成等	区分A	権利者	1		
		区分B	権利者	1		
	用地交渉	用地交渉	区分A-1	権利者	1	
			区分A-2	権利者	1	
			区分A-3	権利者	1	
区分A-4			権利者	1		
区分B-1		権利者	1			
		権利者	1			
区分B-2	権利者	1				
区分B-3	権利者	1				
区分B-4	権利者	1				
軽微な関係者対応等		回	1			
関係機関との連絡・調整		関係機関	1			
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1		
		営業調査無	事業者	1		

現 行

多数共有地	準備打合せ等		業務	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
	補償説明等(近隣)		権利者	1	
	補償説明等(電話等)		権利者	1	
	補償説明等(遠隔地)		権利者	1	
用地交渉等	打合せ協議		業務	1	
	業務計画の策定		業務	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
	権利関係者の特定		権利者	1	
	補償額算定書の照合	第15に定める区分	第15に定める単位	1	
	用地交渉用資料の作成等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
	用地交渉	用地交渉	区分A-1	権利者	1
区分A-2			権利者	1	
区分A-3			権利者	1	
区分B-1		権利者	1		
区分B-2	権利者	1			
区分B-3	権利者	1			
関係機関との連絡・調整		関係機関	1		
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	